

平成23年3月2日に、地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（城ヶ崎正人副市長の旅費）がありました。

このことについて、いなべ市監査委員（羽場 恭博、位田 まさ子）が平成23年4月25日付で監査結果を公表いたしました。その概要は以下のとおりです。

第1 住民監査請求（以下「監査請求」という。）の受付

1 請求人

住 所 いなべ市在住

氏 名 仲筋 泰広

2 住民監査請求書（以下「請求書」という。）の提出日

平成 23 年 3 月 2 日（水）

3 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、平成 23 年 3 月 4 日付けで受理した。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

平成 23 年 3 月 17 日、地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出と陳述の機会を設けたところ、請求人の出席はなく、新たな証拠として次の書類が提出された。

いなべ市ホームページ「質問と提案」

- ① 請求人からの質問文（平成 23 年 2 月 2 日付け）と、副市長の回答文（平成 23 年 2 月 7 日付け）の写し
- ② 請求人からの質問文（平成 23 年 3 月 7 日付け）と、副市長の回答文（平成 23 年 3 月 8 日付け）の写し

5 請求の内容

請求の趣旨及び措置請求等は次のとおりである。

(1) 請求の趣旨

請求書及び事実証明書に記載された事項の内容を勘案して、請求の趣旨を次のように理解した。

- ① 城ヶ崎副市長は、平成 23 年 1 月 27 日（木）に笹川記念会館（東京都港区三田 3-12-12）において行われた「第 5 回 B & G 全国市長会議」（以下「市長会議」という。）に出席した際の旅費について、公務と全く関係のない私用の交通費を公用の旅費として市へ請求し、これを受け取っている。副市長は、都内の実家に宿泊したものと思われ、27 日分の旅費のうち個人の家庭までと思われる港区の田町から杉並区の高井戸までの運賃 310 円と、翌 28 日分の旅費のうち高井戸から東京駅までの運賃（金額不明）は、正式の出張旅費には該当しない。これは公金を搾取した詐欺罪になりかねない。公務員ならば懲戒免職処分に当たるのではないかと思われる。
- ② 今回の会議は補助金獲得のためにも大変重要な会議であったが、城ヶ崎副市長は前半の会議のみの出席で退散している。後半のレセプションこそ全国から集まったメンバーとの交流ができるチャンスであり、何よりも重要なことは主催者と人間関係のきずなを築くことである。この会合に出席せず一枚の名刺交換もでき

ずして、「何が東京出張だ。」と言うのが正直な市民感情である。このような出張の内容で「一日まるごとの出張です。」と1日3,000円の日当請求ができるのか。

(2) 措置請求の内容

- ① 城ヶ崎正人副市長へ支払われた公務と全く関係のない違法・不当な旅費と日当の3,000円をいなべ市へ返還させること。
- ② 副市長としての能力を疑わせる行動の多さに驚きを禁じ得ない。副市長を解任するよう求める。
- ③ 刑法第246条の詐欺罪で告訴又は告発をせよと言いたい。
以上、3項目について、いなべ市長 日沖 靖 氏へ勧告することを求める。

(3) 請求書に添付された事実を証する書面

- ① 城ヶ崎正人副市長の1月分旅費請求明細書の写し
- ② いなべ市ホームページ「質問と提案」
請求人からの質問に対する副市長の回答文(平成23年2月7日付け)の写し

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件監査請求の趣旨内容から、監査の対象事項を次のとおりとした。

市長会議への参加にかかる出張経費として城ヶ崎副市長に支払われた旅費のうち、運賃の一部と日当が違法・不当な支出に当たるのか。

2 監査対象部課室等

(1) 関係部課室

企画部 広報秘書課

(2) 関係職員の事情聴取

平成23年3月17日に副市長に対し事情聴取を行うとともに、同月28日に企画部広報秘書課の大橋課長及び梅山課長補佐に対し事情聴取を行った。また、4月12日には副市長からの申し出により補足説明を受けた。

3 事実関係の確認

(1) 第5回B&G全国市長会議

- ① 開催日 平成23年1月27日(木)
- ② 開催場所 東京都港区三田 3-12-12 「笹川記念会館」
- ③ 目的 海洋センターが所在している218市の市長にB&G財団の活動について理解を得るとともに、意見交換のための会議
今回のテーマ『スポーツを通じた“健康で明るい地域社会”の実現を目指して』
- ④ 出席者 155市から246人(うち市長82人、副市長27人、教育長14人)ほか
総勢366人
いなべ市は、城ヶ崎副市長が出席

- ⑤ 会議日程 14:30～ 会議(主催者挨拶、来賓紹介、日本財団会長特別基調講演)
 15:35～ 議事(正副会長の選任・挨拶、修繕助成の活用市長の事例
 発表ほか)
 17:00～ 表彰(優良海洋センター表彰)
 17:30～ 交流会

(2) 市長会議に副市長が出席した理由

市長が平成23年度当初予算編成及び施政方針作成につき多忙であったため、副市長が出席することを決定、市長代理としてではなく、副市長として出席した。

(3) 副市長の当日及び翌日の行動内容

【1月27日】

員弁庁舎発 11:40 - (公用車) - 名古屋駅 - (東海道新幹線) - 品川駅 - (JR山手線) - 田町駅 - 会場着 14:45

会場発 17:40 - 田町駅 - (JR山手線) - 渋谷駅 - (京王井の頭線) - 高井戸駅 - 実家着 18:50

【1月28日】

実家発 7:30 - 高井戸駅 - (京王井の頭線) - 渋谷駅 - (JR山手線) - 品川駅 - (東海道新幹線) - 名古屋駅 - (JR関西本線) - 桑名駅 - 三重県桑名庁舎着 11:30 - 桑名駅 - (近鉄名古屋線) - 津駅 - 県庁着 15:00 - 津駅前 - (三交バス) - 大学前 - 三重大学着 16:00 - 江戸橋駅 - (近鉄名古屋線) - 桑名駅 - 西桑名駅 - (三岐北勢線) - 楚原駅 - 員弁庁舎着 19:30

(4) 出張に要した旅費の詳細

1月27日 13,890円(運賃10,890円 日当3,000円)

(運賃内訳)

名古屋～東京都港区田町(東海道新幹線、JR山手線) 10,580円

田町～渋谷区渋谷(JR山手線) 160円

渋谷～杉並区高井戸(京王井の頭線) 150円

1月28日 13,060円(運賃)

(運賃内訳)

高井戸～渋谷(京王井の頭線) 150円

渋谷～桑名(JR山手線、東海道新幹線、JR関西本線) 11,140円

桑名～津(近鉄名古屋線) 670円

津駅前～大学前(三交バス) 200円

江戸橋～桑名(近鉄名古屋線) 670円

西桑名～楚原(三岐北勢線) 380円

旅費合計 26,950円

(5) 旅費の請求及び支払

平成23年1月31日、副市長からの請求により、広報秘書課の担当者により支出負担行為兼支出命令書(負担行為日1月31日、支出命令日2月1日)が起票され、主幹、課長補佐の回議を経て課長が決済、出納室の審査を経て2月15日に支払われた。

(6) 副市長の旅費に関する規定

いなべ市長及び副市長の給与及び旅費等に関する条例(平成 15 年いなべ市条例第 39 号)、いなべ市職員の旅費に関する条例(平成 15 年いなべ市条例第 44 号)及びいなべ市職員の旅費の支給に関する規則(平成 15 年いなべ市規則第 37 号)に基づき支給されている。

第 3 監査の結果

1 結論

本件措置請求に係る事項①の旅費のうち運賃については、請求に理由があるものと判断し、地方自治法第 242 条第 4 項の規定に基づき、市長に対し、次のとおり勧告する。また、日当については請求に理由がないものと判断し、棄却する。②および③については、地方自治法第 242 条が予定する住民監査請求になじまないため却下する。

勸 告

副市長に対し、不当な公金の支出と認定した旅費 460 円及びこれに対する平成 23 年 2 月 16 日から支払い済みまで年 5 パーセントの割合による金員の返還を求める措置を講じること。

なお、勧告に基づく措置期限は平成 23 年 6 月 30 日とし、期限までに措置を講じたときはその旨を監査委員に通知されたい。

2 監査委員の判断

- (1) 請求人は、城ヶ崎副市長が市長会議に出席した際の旅費について、いなべ市から東京の田町までが正式な区間であるのに 27 日分の旅費のうち公務と全く関係がないと思われる港区の田町から杉並区の高井戸までの運賃 310 円と、翌 28 日分の旅費のうち高井戸から東京駅までの公務と関係のない運賃(金額不明)を市へ請求し、これを受け取っている。これは公金を搾取した詐欺罪になりかねない。公務員ならば懲戒免職処分に当たるのではないかと思われると主張する。

1 月 27 日から 28 日にかけての副市長の行動は、第 2 の 3 の (3) のとおりである。そのうち、請求人の指摘部分に係る副市長の行動及び旅費(運賃)は、27 日の市長会議終了後、請求人の推測どおり杉並区内の実家へ向かっており、その経路は会場の最寄駅である J R 山手線の田町駅で乗車し、渋谷駅で京王井の頭線に乗り換え実家の最寄り駅である高井戸駅で下車(この間の運賃は 310 円で第 2 の 3 の (4) のとおり)している。当日は実家に宿泊し、翌 28 日は午前 7 時 30 分頃に実家を出発して高井戸駅で乗車し、渋谷駅で乗り換え(この間の運賃は 150 円で第 2 の 3 の (4) のとおり) J R 山手線を経由して品川駅から新幹線に乗車し、出張先である桑名市へ向かっている。

公務出張は、行政目的のための一手段として公務上の目的を持つことが必要である。そこで、今回の場合、出張先である港区の笹川記念会館と杉並区の実家の間の旅費が公費として認められるためには、その行動が公務上の目的を持つものでなければならない。副市長は、市長会議終了後に実家へ向かい宿泊しているが、果たし

て公務上宿泊する必要性があったのかどうか検討してみると、第一に市長会議は27日午後5時30分頃に終了しており、そのまま帰途につけば公共交通機関の利用に支障はなく帰庁時刻も深夜に及ぶことはなかった。第二に翌日、副市長には都内あるいはその周辺地域における公務の予定がなかった。第三に宿泊がやむを得ないと認められる特段の事情もなかった。これらのことからすると、通常であれば旅行命令の発着場所(市役所庁舎)の原則から日帰りによる出張が妥当であり、宿泊の必要性は無かったものと思われる。ところが、副市長の説明によると翌28日、桑名市及び津市へ出張を予定していたため、当日は実家に宿泊し、翌日、実家を出発地として出張先へ向かったとのことであった。実家を帰着地あるいは出発地とした理由については、当日帰庁し、翌日に改めて桑名市及び津市へ出張するよりも旅費が低廉であったためとしている。

そこで、翌日の出張も含めた旅費(運賃)について検証してみると、次のようになる。

- ① 27日に日帰りで員弁庁舎へ戻り、翌28日に員弁庁舎を出発地として桑名市及び津へ出張した場合

27日 JR山手線田町駅～JR関西本線桑名駅 10,990円
 三岐北勢線西桑名駅～楚原駅 380円
 28日 三岐北勢線楚原駅～西桑名駅 380円
 近鉄名古屋線桑名駅～津駅 670円
 三交バス津駅前～大学前 200円
 近鉄名古屋線江戸橋駅～桑名駅 670円
 三岐北勢線西桑名駅～楚原駅 380円

計 13,670円

- ② 27日に都内で宿泊し、28日に都内から桑名市及び津市へ出張した場合(今回)

27日 JR山手線田町駅～渋谷駅 160円
 京王井の頭線渋谷駅～高井戸駅 150円
 28日 京王井の頭線高井戸駅～渋谷駅 150円
 JR山手線渋谷駅～JR関西本線桑名駅 10,990円
 近鉄名古屋線桑名駅～津駅 670円
 三交バス津駅前～大学前 200円
 近鉄名古屋線江戸橋駅～桑名駅 670円
 三岐北勢線西桑名駅～楚原駅 380円

計 13,370円

差額 ① - ② = 300円

上記のとおり、都内の実家を出発地とした方が市庁舎を出発地とするよりも300円低廉となる。

旅費の扱いは、三重県の『職員等の旅費に関する条例等の運用について』で定められており、いなべ市もこれを参考に運用している。

今回の副市長の旅費に関しては、職員等の旅費に関する条例(昭和32年三重県条例第46号)第4条関係の運用のうち次の規定を参考に旅費の請求、支払いが行われ

たものである。

職員の配偶者等の居住地(以下「実家」という。)を出発地又は帰着地とした場合の旅費が、在勤公署及び自宅を出発地又は帰着地とした場合の旅費よりも低廉になる場合は、必要に応じて、実家を出発地又は帰着地とすることができる。

この三重県の運用規定が今回の副市長の出張に適用できるか否かについて考察すると、確かに旅費は300円低廉となるが、今回の出張での宿泊には、先に述べたように公務上の必要性、相当性が認められず、日帰りが妥当であったと考えられる。副市長は、宿泊の理由を翌日の出張を含めると旅費が低廉であったためと説明しているが、宿泊に伴う翌日の移動時間を考慮すると職務遂行上時間的ロスが生じたとも考えられ、副市長の説明理由は合理的根拠に欠けるものである。今回の場合、旅費が300円低廉になったが、県の運用規定はそのような微妙な金銭的判断によるものではなく、当日の出張旅行から一旦在勤公署へ戻り、翌日改めて在勤公署を出発地として出張旅行することが経費面、効率面で明らかに不合理であると客観的に判断される場合に適用されるものであると解され、その点、翌日の出張先が桑名市及び津市であり、当日帰庁し翌日に市庁舎を出発地として出張することに経費面、効率面で何ら不合理性がないことから、今回の出張旅行に関して三重県の運用規定を適用することは適切でなく、また、広報秘書課長は、出張用務の終了時刻によって日帰り又は宿泊を判断する明確な基準はなく、今回の宿泊を公務として処理したものであると説明するが、宿泊の必要性についての合理的根拠とはなり得ない。以上のことから、今回の副市長の出張旅行のうち、実家での宿泊は私的色彩が濃いものといわざるを得ず、公務としての性格に欠けるものである。よって、副市長に支払われた旅費、第2の3の(4)のうち実家での宿泊に伴い生じたと認められる27日の田町駅から高井戸駅までの運賃310円及び翌28日の高井戸駅から渋谷駅(JR東京23区内)までの運賃150円、合わせて460円については、不当な公金支出であると判断せざるを得ない。

なお、請求人が違法とする理由(根拠法令)として、刑法第246条(詐欺罪)に当たると主張するが、副市長に欺もう行為の事実が認められず、本件行為が違法であるとの根拠法令にはなり得ない。

- (2) 請求人は、今回の会議は補助金獲得のためにも大変重要な会議であったが、城ヶ崎副市長は前半の会議のみの出席で退散している。後半のレセプションこそ全国から集まったメンバーとの交流ができるチャンスであり、何よりも重要なことは主催者と人間関係のきずなを築くことである。この会合に出席せず一枚の名刺交換もできずして、「何が東京出張だ。」と言うのが正直な市民感情である。このような出張の内容で「一日まるごとの出張です。」と1日3,000円の日当請求ができるのか。とも主張する。

当日、市長会議終了後に交流会が設定されていたが、副市長はこれに参加しなかった。その理由について、副市長は市長から参加を指示されておらず、当初から参加を予定していなかったと説明している。この交流会は、主催者側の意図は示されていないが、市長会議出席者の親睦、意見交換及び情報交換の場として設定されたものと推察されることから、請求人の交流会への参加の必要性の主張には頷ける部

分もあり、全国に向けて、いなべ市の知名度の向上を図るという市長の方針からしても交流会へ参加し、財団関係者や他市トップとの交流を図ることにより積極的にいなべ市をアピールする絶好の機会と捉えることもできる。また、副市長は、当日、都内の実家に宿泊していることから、参加について時間的余裕も十分にあったものと思われる。しかし、あくまでも交流会参加の要否の判断は市長及び副市長の裁量に委ねられているものである。

日当は、公務のために旅行する職員の交通費や宿泊費以外の昼食代などの諸雑費の補填として支給されるものであると解され、いなべ市の場合、その支給範囲は市を中心とした概ね半径 50 キロメートルを超える地域への旅行について、一日について定額(副市長の場合 3,000 円)が支給されている。副市長が 1 月 27 日に東京都内において開催された市長会議に出席するため、公務の旅行をしたことは事実であり、日当は条例の規定に基づいて適正に支出されたもので、交流会へ参加しなかったことのみをもって、出張の目的が果たされなかったとも、条例の規定に違背したとも言えない。よって、請求人の主張には理由がない。

付 言

旅費は、住民の不信を招きやすい経費であることから、本監査請求を契機に問題の重要性を深く認識し、今後、その運用についての周知徹底を図るとともに慎重に取り扱われたい。また、会議等に出席する場合においては、事前に会議の内容等について調査し、その目的や効果について十分認識したうえ、適切に対応されたい。